

外国人介護人材の送り出し機関等調査委託業務仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を委託候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

外国人介護人材の送り出し機関等調査委託業務

2 委託業務の目的

埼玉県では、今後不足が見込まれる介護人材を確保するため、質の高い外国人介護人材の積極的な受入れが必要であり、今後海外現地で実績のある送り出し機関との連携が必要となる。

そこで、東南アジアおよびその周辺国（ベトナム・ラオス・インドネシア・ミャンマー等）における各国の介護人材育成及び送り出しの現状、主要な送り出し機関の実態等を調査・分析し、本県への受入の可能性を把握することにより、今後の効果的な施策の展開につなげるため、本業務を実施するものである。

3 契約期間

契約の日から令和8年3月25日まで

4 委託業務の内容

(1) 調査

ア 対象国

- (ア) ベトナム、ラオス、インドネシア、ミャンマー
- (イ) その他自由提案

イ 調査内容

調査項目には次の（ア）～（ウ）の内容を含めることとし、県と協議の上決定する。

なお、ベトナム及びラオスについては、県が提供する現地送り出し機関へのヒアリング調査の情報等を活用し、調査等を実施すること。

※ () 内は成果物の分量目安

(ア) 調査対象国の介護人材の育成及び送り出しの現状等

(各国毎にパワーポイント2～3枚程度)

上記アの各国における、介護人材の育成、送り出しの現状、政府・自治体等の支援策等について、主に以下の項目について可能な範囲で調査すること。

- ・ 調査対象国の概要（国勢の概要、経済状況、平均賃金など）
- ・ 各国の介護人材教育・育成制度（語学教育含む）、介護職等の制度

- ・ 各国の介護人材送出機関・日本語学校等に関する制度
- ・ 現地政府・自治体の人材送り出しに対する基本方針・支援策
- ・ 日本国と都道府県等との連携状況
- ・ 今後日本・埼玉県への送り出し・連携の可能性
- ・ 介護人材送り出し、日本への受入れに関する課題・問題点
- ・ 日本以外の国への介護人材の送り出しの状況
- ・ その他

(イ) 調査対象国の送り出し機関等の調査

(調査可能な項目について1機関ごとにパワーポイント1～2枚程度)

- ・ 日本への送り出し実績がある機関等：20か所以上（各国毎に複数機関を調査することとし、国別に偏りがないよう考慮すること。）
- ・ 調査内容（例）：所在地、経営主体、連絡先（電話、メールアドレス、担当者等）、日本国内の支店・事業所、送り出し実績のある登録支援機関、政府系機関等との連携先、紹介元機関、人材教育・養成機関の概要、学費、寮など住まい・奨学金等の支援制度、年間養成人数、日本語レベル、日本への送り出し実績、連携先の都道府県・社会福祉法人等の情報、今後の連携可能性等
- ・ その他自由提案

(ウ) その他自由提案

(例)

- ・ 各都道府県の外国人介護人材の受け入れ対象国、協定締結・連携の状況
- ・ 今後日本・埼玉県への受入れ拡大が期待される国の状況
- ・ その他

(2) 成果物

上記イ（ア）～（ウ）について、パワーポイントで所定枚数の報告書を作成すること。

報告書に写真等を掲載する場合は送り出し機関等から使用許諾を得ること。

具体的な記載内容は県と協議の上決定する。

なお、本成果物は県ホームページには掲載しない。

5 成果物の提出

成果物は以下のとおりとする。

- (1) 報告書 電子データ（基本はパワーポイントとする）
- (2) 4(1)で実施した調査に関する電子データ（電子データがないものは紙媒体）
(調査で得られた回答の元データは必須とし、県で加工できるようファイルの形式は、Word、EXCEL等とする)
- (3) 4(1)で収集した既存の調査に関する電子データ（電子データがないものは紙媒体）

6 委託業務実施に当たっての留意事項

(1) 第三者への委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 委託業務に関して知り得た秘密

委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 個人情報の取扱い

委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(4) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意又は過失が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作人格権を行使しないものとする。

(7) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。

(8) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。

7 その他

本仕様書は業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、企画提案競技後、選定された事業者と委託者の協議により、あらためて仕様書を作成し決定する。